

入札説明書

「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所体育館外壁改修工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和4年3月28日

2 発注者 契約担当役
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 理事長 矢戸 和成

3 工事概要等

- (1) 工事名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所体育館外壁改修工事
- (2) 工事場所 神奈川県横須賀市野比5-1-1（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所構内）
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和4年9月30日（金）まで。
- (5) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を紙入札方式により行う。

4 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則第31条及び第32条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る令和3、4年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級がA～D等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成18年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した建物で業務施設、商業施設、共同住宅、教育施設、専門的教育・研究施設、宿泊施設、医療施設、福祉・厚生施設、文化・交流・公益施設の新営工事又は、外壁改修工事等を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
經常建設共同企業体にあつては、經常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施行実績を有すること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること（当該工事の配置予定の主任技術者又は監理技術者は、専任を必要としない。）。
 - ① 1級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
 - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ② 平成18年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記（4）に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
ただし、經常建設共同企業体の場合であつては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

- ③ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- ④ 経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと又は契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第15第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
(イ) 親会社と子会社の関係にある場合
(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (9) 神奈川県内に建設業法(昭和24年法律100号)に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時、請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するもので役員以外の者をいう。
- ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
(イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を計る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者
(ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者

- (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者
- (ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者
- ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。
- (11) 建設業法施行規則第18条の2に定める経営事項審査を受審していること。
- (12) 公的研究費の不正防止に係る誓約書を提出した者であること。ただし、提出を求める対象範囲外の者を除く。

5 設計業務等の受託者等

- (1) 上記4(7)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
 - ・株式会社梶建築設計事務所
- (2) 上記4(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社である。

6 担当部局

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部財務課施設専門職員
電話番号 046-839-6820

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無の確認を受けなければならない。
 - 上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。
 - なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
- ① 提出期間：令和4年3月28日(月)から令和4年4月18日(月)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時30分から17時00分まで。
- ② 提出先：上記6に同じ。
- ③ 提出方法：申請書及び資料の提出は書面を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着)することにより行うものとする。提出期間を過ぎたものは受け付けないものとする。
- (2) 資料は、別冊競争参加資格確認資料作成要領に従い作成すること。
- (3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和4年4月19日(水)17時00分までに郵送又は、FAXで通知する。
- (4) その他
 - ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 契約担当役は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に、提出者

に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記6に同じ。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和4年4月22日（金）16時00分

② 提出先：上記6に同じ。

③ 提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。

(2) 契約担当役は、説明を求められたときは、令和4年4月26日（火）17時00分までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出期限：令和4年4月19日（火）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時30分から17時00分まで。

② 提出先：上記6に同じ。

③ 提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。

(2) 質問内容及び回答内容は次のとおり閲覧に供する。

① 閲覧期限：令和4年4月20日（水）から令和4年4月22日（金）まで。

② 閲覧先：上記6に同じ。

10 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日 時：令和4年4月25日（月）14時00分

(2) 場 所：神奈川県横須賀市野比5-1-1

本研究所研究管理棟2階 第2会議室

(3) 入札を行った者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、入札の際には、契約担当役により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

11 入札書の提出方法等

(1) 上記10(2)に持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ、電子メール）による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、この契約締結後、消費税法及び地方税法の改正等により税率に改正があった場合は、改正後の税率の適用日以降における消費税額及び地方消費税額は、改正後の税率により計算した額とする。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付（有価証券等の提供又は銀行、契約担当役が確実と認める金融

機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

13 工事内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提示を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、工事費内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載すること。
- (3) 工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

14 開札

開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

15 入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

16 落札者の決定方法

- (1) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者としてすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が最低基準価格を下回る場合は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則第54条に基づき調査（低入札価格調査）を行うものとする。なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」の1を参照すること。

17 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

18 配置予定主任技術者又は監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず主任技術者又は監理技術者を変更する場合は、上記4（5）に掲げる基準を満たし、かつ当初の主任技術者又は監理技術者と同以上の者を配置しなければならない。

19 契約書作成の可否等

別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

20 支払条件

請負代金（前払金を含む。）は、受注者からの適法な支払請求書に基づき2回以内に支払うものとする。

21 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約等を締結するものとする。

22 再苦情申立て

契約担当役からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、令和4年5月6日（金）17時00分までに書面により契約担当役に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

書面は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着）により提出するものとする。

提出場所及び再苦情の申立てに関する手続等を示した書類の入手先は、上記6に同じ。

23 関連情報を入手するための照会窓口

上記6に同じ

24 手続における交渉の有無 無

25 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

26 その他

- （1） 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2） 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- （3） 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- （4） 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- （5） 本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。
- （6） 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。
- （7） 落札となるべき同じ価格の入札をした者が2人以上あるときは、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則第53条に基づき直ちに当該競争参加者等にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- （8） 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

- (9) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (10) 競争参加資格を認められた者は、提出した資料に基づき入札を行い、施工するものとする。
- (11) 受注者の責により、入札に係る要求要件を厳守できない場合は、再度の施工を行うものとする。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約額を減額するものとする。加えて必要に応じて損害賠償要求等を行うことがある。

工 事 請 負 契 約 書 (案)

工 事 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所体育館外壁改修工事

請負代金額 金 円也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円也)

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 契約担当役 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 穴戸 和成と
受注者 との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第 1 条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成する。

第 2 条 工事は、神奈川県横須賀市野比5-1-1(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所構内)において施工する。

第 3 条 着工時期は、令和4年4月26日とする。

第 4 条 完成期限は、令和4年9月30日とする。

第 5 条 契約保証金は、 円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第 6 条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について監督職員及び調整者と協議の上、火災保険又は建設工事保険契約を締結するものとする。

第 7 条 請負代金(前払金を含む。)は、受注者からの適法な請求に基づき2回で支払うものとする。

第 8 条 請負代金については、金 円以内の額を前払金として前払いするものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領した日から14日以内にするものとする。

第 9 条 請負代金(前払金を含む。)の請求書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部財務課施設専門職員に送付するものとする。

第10条 完成通知書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部財務課施設専門職員に送付するものとする。

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団による不当な行為の防

止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホいずれかに該当する者を下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第12条 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、

これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。) に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第13条 この契約についての一般的約定事項は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程及び会計細則、別記の工事請負契約基準によるものとする。

第14条 別記の工事請負契約基準第35第8項、第53第3項及び第55第2項の遅延利息率は、「年2.6%」である。

第15条 別記の工事請負契約基準第36を次のとおり読み替えるものとする。

第36 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、令和4年4月25日から令和4年9月30日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和4年9月30日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

第16条 別記の工事請負契約基準第43を次のとおり読み替えるものとする。

第43第2項及び第3項を削り、第43の次に第43の2として次のように加える。
(契約が解除された場合等の違約金)

第43の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第43の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合(第43第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又

は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第17条 別記の工事請負契約基準第44第1項中「第43第1項」を「第43」に読み替えるものとする。

第18条 別記の工事請負契約基準第46第3項及び第8項中「第43」の下に「又は第43の2第2項」を加えるものとする。

第19条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者・受注者間において協議して定めるものとする。

第20条 この契約について、発注者・受注者間に紛争を生じた場合は、双方協議の上これを解決するものとする。

第21条 本契約に関する訴えの管轄は、発注者の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

この証として、本書2通を作成し、当事者間記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年4月25日

発注者 神奈川県横須賀市野比5-1-1
契約担当役
独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所理事長 宍戸 和成

受注者